

東山行政区 組の新設、組分け及び統合についての内規

この内規は、各組の円滑な運営を図ることを目的として、次のとおり定める。

- 1 組の新設、組分け及び統合については、区議員会で協議し、決定する。
- 2 1組の世帯数は、40戸を目安にする。
- 3 年度途中で、1組の世帯数が60戸を超えたときは、次年度から組分けとする。
- 4 50戸を超えた世帯数の組から、自発的に組分けしたい旨の申し出があったときは、原則、半数ずつとしてこれを認めるものとし、次年度から組分けとする。
- 5 年度途中で10戸未満の世帯数となった組については、次年度から隣接する組に統合する。
- 6 新設の共同住宅（持家・借家）及び業者による団地的な戸建住宅の建設においては、15戸以上は組の新設とする。
ただし、一括入居ではなく、順次入居の場合は、当面は隣接する組に加入する。
なお、15戸未満の場合は、隣接する組に加入する。

附則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
(平成21年12月26日 区議員会決定)